

# ドコモ ドライバースUPPORTサービス利用規約

株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます。）は、当社が別途定める「Xi サービス契約約款」（以下「契約約款」といいます。）及び当社が別途定める提供条件書「ドライバースUPPORTプラン」（以下「提供条件書」といいます。）のほか、この「ドコモ ドライバースUPPORTサービス利用規約」（以下「本規約」といい、以下契約約款、提供条件書及び本規約を併せて「本規約等」といいます。）を定め、本規約等により「ドコモ ドライバースUPPORT」（契約約款及び提供条件書に定める「ドコモ ドライバースUPPORT」をいい、以下「本サービス」といいます。）を提供します。

## 第1条（規約の適用）

本規約は、本サービスの利用（本サービスアプリの使用を含みます。以下同じとします。）に関する当社との間の一切の關係に契約約款及び提供条件書（以下「契約約款等」といいます。）とともに適用されます。本規約等の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。

## 第2条（用語の定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。なお、本規約に定めのない用語の意味は、契約約款等に定める用語の意味に従うものとします。

- ① Xi 契約：契約約款に定める Xi コピキタス契約をいいます。
- ② Xi 契約者：契約約款に定める Xi コピキタス契約者をいいます。
- ③ 利用契約：当社から本サービスの提供を受けるための本規約等に基づく契約をいいます。
- ④ サービス契約者：Xi 契約者のうち、提供条件書に定める「ドライバースUPPORTプラン」又は「ドライバースUPPORTプラン：定期契約なし」を契約したうえ、当社との間で利用契約を締結した者をいいます。
- ⑤ 本サービスサイト：本サービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト  
<<https://nttdocomo-ssw.com/nssw/dds/pub>>（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）をいいます。
- ⑥ 対応端末：AndroidOS 搭載端末及び iOS 搭載端末のうち、当社が本サービスを利用することができる  
自営端末設備として別途本サービスサイト上で指定する端末をいいます。
- ⑦ 対応ドライブレコーダー：本サービスに対応した、別途本サービスサイト上で指定するドライブレコーダーをいいます。
- ⑧ 本サービスアプリ：本サービスを利用するために必要となる本サービス専用のアプリケーションソフトウェア（対応端末及び対応ドライブレコーダーにそれぞれインストールする必要のあるアプリケーションソフトウェアの総称）をいいます。
- ⑨ アプリ使用条件：当社が本サービスアプリの使用条件として別途定めるものをいいます。
- ⑩ サービス利用者：サービス契約者が、自らの責任において本サービスを利用させる第三者の総称をいいます。なお、当社は、本サービスの利用に係るサービス利用者の行為をサービス契約者による行為とみなして取り扱うものとします。
- ⑪ ゲストユーザー：当社指定の方法によりサービス契約者の責任において本サービスに招待されたユーザーの総称をいいます。
- ⑫ 対象車両：当社指定の方法によりサービス契約者が対応ドライブレコーダーを設置した車両をいいます。
- ⑬ 利用情報：対応ドライブレコーダーの各種センサー情報（対応ドライブレコーダーの位置情報やジャイロセンサーで取得した対象車両の向き、加速度センサーで取得した対応ドライブレコーダーが受けた衝撃度等）をいいます。

## 第3条（本サービスの内容等）

- (1) 本サービスの利用には、対応端末、対応ドライブレコーダー及び本サービスアプリが必要となります。また、サービス契約者は、利用契約の締結後に対応ドライブレコーダー上で当社所定の方法でご利用開始（開通）の手続き（以下「開通手続き」といいます。）を行う必要があります。
- (2) 本サービスは、利用情報を活用した【別紙 1】に掲げる機能を提供することを内容とし、その詳細は本サービスサイト上に定めるとおりとします。なお、対応端末の種別、本サービスアプリのバージョン、サービス契約者の契約状態、対応端末又は対応ドライブレコーダーの電波状況、ゲストユーザーの利用権限設定等によっては、利用できる機能に制限がある場合があります。
- (3) 本サービスで用いる位置情報は、対応ドライブレコーダーに搭載される GPS 機能で取得した緯度・経度情報、基地局の情報又は対応ドライブレコーダーにおいて利用可能なその他の測位機能により取得される情報です。GPS 機能は、衛星からの電波を利用しているため、建物の中、高層ビル群地帯、高圧線の近く、密集した樹木の近くでは電波を受信しにくい、もしくは受信できない場合があります。このような場合は基地局の情報又は対応ドライブレコーダーにおいて利用可能なその他の測位機能により取得される位置情報のみを用いて位置の測位を行います。また、基地局の設置状況又は対応ドライブレコーダーの電波状況により基地局情報その他の位置情報を正確に取得することができない場合があります。これらの場合、位置情報と実際の位置に大きな誤差（300メートル以上）が生じることや、位置情報を得られないことが

あります。当社は、GPS 機能その他の測位機能により取得される情報及び基地局の情報について、その精度や正誤を含め保証するものではありません。

- (4) 当社は、本サービス（本サービスの各機能により通知される情報を含みます）について、サービス契約者の特定の利用目的への適合性、利用結果の完全性、有用性、的確性、信頼性、即時性等について保証するものではなく、これらに関連してサービス契約者に損害が生じたとしても責任を負いません。
- (5) 本サービスの利用には、当社が別途定める d アカウント規約（以下「d アカウント規約」といいます。）に基づき当社が発行した d アカウント（以下「d アカウント」といいます。）及びパスワード（以下総称して「d アカウント等」といいます。）並びに Xi 契約に基づき当社が提供する回線の電話番号及び暗証番号（以下「電話番号等」といいます。）が必要です。
- (6) 本サービスの利用可能地域（以下「利用可能地域」といいます。）は、契約約款等の営業区域に関する定めにかかわらず日本国内とします。但し、利用可能地域内であっても、電波を受信できない環境にあったとき又は電波の伝わりにくいところでは、本サービスをご利用いただけない場合があります。また、対応ドライブレコーダー又は対応端末の電源が入っていない場合（バッテリーが切れた場合を含みます。）の他不具合がある場合には、本サービスをご利用いただけません。なお、本サービスは、利用可能地域以外の地域でも利用できる場合がありますが、当社は、当該地域での本サービスの利用について保証するものではなく、当該地域で本サービスを利用したことによりサービス契約者に損害が生じたとしても責任を負いません。

#### 第4条（利用契約の成立）

- (1) 本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本規約等の内容に同意のうえ、当社所定の方法により、利用契約の申込みを行うものとします。なお、申込者が未成年者又は利用契約の締結にその保佐人若しくはその補助人の同意を要する旨の家庭裁判所の審判を受けている被保佐人若しくは被補助人である場合は、利用契約の申込み（利用契約締結後の本サービスの利用に関する各種注文を含みます。）について、それぞれ法定代理人（親権者又は未成年後見人）又は保佐人若しくは補助人の事前の同意を得るものとします。
- (2) 申込者は、利用契約の申込みに先立ち、サービス利用者となる者に対し、当社及びサービス契約者が利用情報を取得することについて十分な説明をし、その同意を得るものとします。
- (3) 当社は、申込者に対し、前二項に関する事実を確認するための書類の提示又は提出を求める場合があります、申込者はこれに応じるものとします。
- (4) 当社は、次の各号に定める事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。
  - ① 利用情報の取得についてサービス利用者の同意が得られていないことが判明した場合。
  - ② 申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがあるとき。
  - ③ 申込者が未成年者、成年被後見人又は利用契約の締結にその保佐人若しくはその補助人の同意を要する旨の家庭裁判所の審判を受けている被保佐人若しくは被補助人である場合。ただし、未成年者の場合にあってはその法定代理人（親権者又は未成年後見人）の、被保佐人の場合にあってはその保佐人の、被補助人の場合にあってはその補助人の同意をそれぞれ得ている事実を当社が確認できたときを除きます。
  - ④ 申込者が第 8 条（禁止事項）の定め違反するおそれがあるとき。
  - ⑤ 申込者が過去に不正利用等により利用契約の解除又は本サービスの提供停止の措置を受けたことがあるとき。
  - ⑥ 申込者が本規約等に定めるサービス契約者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。
  - ⑦ 申込み者が第 21 条（反社会的勢力の排除）の定め違反するおそれがあるとき。
  - ⑧ その他、Xi 契約の申込みを承諾しないことがある事由として契約約款等に定める事由に該当するとき。
- (5) 利用契約は、当社が第 (1) 項に基づく申込みに対する承諾通知を申込者に行った時点で、当該申込者と当社との間において成立するものとします。

#### 第5条（d アカウント等）

本サービスの利用に必要な d アカウント等の取扱いに関する条件は、d アカウント規約に定めるところによります。

#### 第6条（認証）

サービス契約者は、①d アカウント等、②電話番号等のどちらか又は両方を、サービス契約者による開通手続及び本サービスアプリログインの認証手段として利用するものとし、当社は、ドライブレコーダー上又は本サービスアプリのログイン画面においてこれらの入力されたときは、第三者が入力した場合であってもサービス契約者自身がこれを入力したものとして扱います。

## 第7条 (知的財産権等)

本サービスに関連して、又は本サービスを通じてサービス契約者に提供される本サービスアプリ、本サービスサイトその他の情報・コンテンツ等 (以下「本サービスコンテンツ等」といいます。)に係る著作権等の知的財産権その他一切の権利は、当社又は第三者に帰属します。利用契約の締結は、サービス契約者に対してこれらに関する何らの権利を移転するものではなく、サービス契約者は、利用契約に基づく本サービスの利用に必要な範囲に限って、本サービスコンテンツ等を使用することができるものとします。

## 第8条 (禁止事項)

サービス契約者は、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- ① 当社若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為。
- ② 公序良俗に反する行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為、又はそれらのおそれのある行為。
- ③ 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為。
- ④ 事実に反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為。
- ⑤ 当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為。
- ⑥ 本サービスに係る設備に対して過度な負担を与える行為、当社による本サービスの提供を不能にする行為その他当社による本サービスの提供に支障を与え、若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為
- ⑦ コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、若しくは本サービスに関連して使用し、若しくは提供する行為、又はそれらのおそれのある行為。
- ⑧ 本サービスを利用可能地域以外の地域で利用する行為。
- ⑨ d アカウント等を不正に使用する行為。
- ⑩ 本サービスコンテンツ等について、複製、公衆送信 (自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含みます。)、伝達、譲渡、貸与、変形、翻案等の利用を行うなど、本サービスコンテンツ等を第7条 (知的財産権等) に定める範囲を超えて利用し、又は使用する行為。
- ⑪ 本サービスコンテンツ等について、改変若しくは改ざんを行い、又は逆コンパイル、逆アSEMBル等のリバースエンジニアリング (主に、内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。)を行う行為。
- ⑫ 本サービスコンテンツ等に付されている著作権表示その他の権利表示を除去し、又は変更する行為。
- ⑬ 当社の定める手順に反する方法で本サービスアプリをインストールし、使用する行為その他本サービスアプリを、アプリ使用条件に反する方法又は反するおそれのある方法で利用し、又は使用する行為。
- ⑭ 契約約款等に基づき Xi 契約者に課せられる義務に違反する行為、又はそのおそれのある行為。
- ⑮ その他当社が不適切と判断する行為。

## 第9条 (月額使用料)

- (1) 本サービスに係る利用料金 (以下「月額使用料」といいます。)は、月額 330 円 (税込) とします。
- (2) 利用契約の成立日又は終了日が月の途中の場合における、それぞれの月の月額使用料は日割計算によって得た額とします。なお、サービス契約者が開通手続きを行う前であっても、利用契約締結日から月額使用料をお支払いいただきます。
- (3) 前項の規定にかかわらず、申込者が「ドコモ ドライバースサポートお申込みサイト」から Xi 契約及び利用契約の申込みを行った場合、「ドコモ ドライバースサポートお申込みサイト」にアクセスした後、Xi 契約及び利用契約の申込み手続き中に日を跨いで申込み手続きを完了した場合には、申込み手続き完了日の前日から月末までの月額使用料をお支払いいただきます。
- (4) サービス契約者は、月額使用料をこれに加算される消費税 (地方消費税を含みます。)相当額と合わせてお支払いいただきます。なお、月額使用料の請求方法及び支払方法については、本規約に別段の定めがある場合を除き、契約約款等の定めを準用するものとします。
- (5) 本サービスの利用及び本サービスアプリのダウンロード (ソフトウェアの更新を含みます。)に伴い発生する通信料は、サービス契約者が負担するものとします。
- (6) 当社における対応ドライブレコーダー又は対応端末の故障修理中に発生する月額使用料及びパケット通信料 (当該故障修理中になされた本サービスアプリのダウンロードに係るパケット通信料も含みます。)についても、サービス契約者が負担するものとします。
- (7) 対象車両がサービス契約者の管理下でない場合 (事故時における車両の故障修理、車検等により第三者の管理下にある場合を含みます。)に発生する月額使用料及びパケット通信料についても、サービス契約者が負担するものとします。

- (8) サービス契約者が、車両に対応ドライブレコーダーを何らかの理由で設置していなかった場合も、利用契約の有効期間中に発生する月額使用料及びパケット通信料は、サービス契約者が負担するものとします。

#### 第10条（個人情報等）

- (1) 当社は、サービス契約者のパーソナルデータの取扱いについて、別途当社が定める「NTTドコモプライバシーポリシー」において公表します。なお、サービス契約者は、当社が別に定める「位置情報の取得・利用に関する同意」、「お客さまに関する情報の第三者提供」「クレジット決済に伴う第三者提供」及び「債権譲渡に伴う個人情報の第三者提供」に同意する必要があります。
- (2) サービス契約者は、本サービスの内容について対象車両の利用者に説明したうえで、利用情報がサービス契約者、サービス利用者及びゲストユーザーに通知されることについて対象車両の利用者から同意を取得するものとし、対象車両の利用者のプライバシー等の権利又は利益を侵害することがないよう必要な措置を講じるものとします。
- (3) 本サービスの利用に関し、サービス契約者、サービス利用者又はゲストユーザーと対象車両の利用者その他の者との間で問い合わせ、損害、紛争が発生した場合は、サービス契約者が自己の費用と責任により当該紛争等を処理、解決するものとし、当社は責任を負わないものとします。また、サービス契約者は、サービス契約者、サービス利用者又はゲストユーザーによる本サービスの利用に関して第三者と当社との間で紛争等が発生し、当社に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないものとします。

#### 第11条（利用中止）

- (1) 当社は、契約約款等に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を中断し、本サービスの利用を中止させることがあります。
- ①天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき。
  - ②本サービスに関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。
  - ③本サービスにおいて使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。
  - ④災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。
  - ⑤当社の運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があるとき。
- (2) 当社は、前項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。
- (3) 当社は、第(1)項に基づく本サービスの全部若しくは一部の提供の中断又は前項に定める本サービスの利用の制限等を実施する場合は、その旨を本サービスサイト上に掲載する方法によりサービス契約者に周知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は当該周知を行わないことがあります。
- (4) 当社は、第(1)項又は第(2)項の定めに基づき本サービスの提供を中断し、又はその利用を制限等した場合であっても、利用料金の減免等は行わず、また当該提供中断又は利用制限等によりサービス契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

#### 第12条（利用停止）

当社は、契約約款等に定める場合のほか、サービス契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。

- ①第4条（利用契約の成立）第(3)項各号のいずれかに該当するとき。
- ②第8条（禁止事項）に違反したとき。
- ③当社に対して事実と反する内容の届出又は通知をしたとき。
- ④第三者による本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があったとき。
- ⑤その他本規約等に違反したとき。
- ⑥その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

#### 第13条（サービス契約者が行う利用契約の解約）

サービス契約者は、利用契約の解約を希望する場合は、当社所定の方法によりその旨を当社に申し出ることにより、利用契約を解約することができるものとします。

#### 第14条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、契約約款等に定める場合のほか、サービス契約者が次の各号の一に該当すると当社が判断したときは、利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- ①利用契約の申込内容が事実と反していることが判明したとき。
- ②第8条（禁止事項）に違反したとき。

- ③本規約等に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
- ④支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき。
- ⑤当社に重大な危害又は損害を及ぼしたとき。
- ⑥利用情報の取得についてサービス利用者から同意を得ていないとき。その他第4条第5項各号の規定のいずれかに該当することが判明したとき。
- ⑦その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。
- ⑧その他当社が不適切と判断したとき。

#### 第15条（本サービスの廃止）

- (1) 当社は、当社の都合によりいつでも本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとし、この場合、本サービスサイト上に掲載する方法により、サービス契約者に対してその旨を周知するものとし、なお、本サービスの全部が廃止された場合は、当該時点をもって利用契約は自動的に終了するものとし、
- (2) 当社は、前項の定めに基づき本サービスの全部又は一部を廃止したことによりサービス契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

#### 第16条（利用契約の終了）

サービス契約者と当社との間の本サービスに係る Xi 契約が終了した場合又は本サービスが廃止された場合は、当該終了又は廃止の時点をもって利用契約も自動的に終了するものとし、

#### 第17条（本サービスアプリの契約不適合）

当社は、本サービスアプリに利用契約に定める内容に適合しない点（以下「契約不適合」という）が発見された場合で、当該契約不適合の修補が必要であると認めるときは、利用契約に定める内容に適合する本サービスアプリを提供し、又は当該本サービスアプリの契約不適合を修補するものとし、この場合、サービス契約者は、対応ドライブレコーダー及び対応端末に、必要なアプリケーションを再ダウンロードし、又はバージョンアップするものとし、なお、再ダウンロード又はバージョンアップが完了するまでの間、本サービスを利用できないことがあります。

#### 第18条（損害賠償の制限）

- (1) 当社が本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかった場合の当社が負う損害賠償責任の範囲等は、契約約款に定めるところに従います。
- (2) 前項の場合以外の場合において、当社がサービス契約者に対して損害賠償責任を負うときであっても、当社がサービス契約者に対して負う責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害（逸失利益を除きます。）に限られるものとし、かつ、本規約等に定める本サービスの1か月分の料金額（サービス契約者が当該料金を無料とする施策の適用を受ける場合は、当該施策適用前の料金額とします。）を上限とします。
- (3) 当社の故意又は重大な過失によりサービス契約者に損害を与えた場合は、前項の定めは適用しません。

#### 第19条（通知）

- (1) 当社は、本サービスに関するサービス契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとし、
  - ① サービス契約者が本サービス契約に基づき当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知。
  - ② サービス契約者がドコモ回線 d アカウントの連絡先メールアドレスとして利用しているメールアドレス又は d アカウント規約に基づく予備メールアドレスとして登録されているメールアドレスへの電子メールによる通知。
  - ③ その他当社が適当と判断する方法
- (2) 前項各号に掲げる方法によるサービス契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
- (3) 当社は、第(1)項各号に掲げる方法のほか、本サービスサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関するサービス契約者に対する通知に替えることができるものとし、この場合、当社が当該通知内容を本サービスサイト上に掲載した時点をもって当該通知がサービス契約者に対してなされたものとみなします。

#### 第20条（残存効）

利用契約が終了した後も、第10条（個人情報等）、第18条（損害賠償の制限）及び第23条（契約約款等の適用）の定めはなお有効に存続するものとします。

#### 第21条（反社会的勢力の排除）

(1) サービス契約者は、次の各号のいずれかーにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- ① 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
- ② 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ③ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(2) サービス契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかーにでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

- ① 暴力的な要求行為。
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- ④ 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為。
- ⑤ その他前各号に準ずる行為。

#### 第22条（規約の変更）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、サービス契約者へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

- ① 本規約の変更が、サービス契約者の一般の利益に適合するとき。
- ② 本規約の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

#### 第23条（契約約款等の適用）

本サービスの利用に関し、本規約に定めのない事項については、契約約款等の定めが適用されるものとします。

附則 この改定による本規約は、2021年4月12日から実施します。

【別紙 1】 提供する各機能

緊急通知※1	緊急ボタンが押下された場合に、異常が発生したことをサービス契約者、サービス利用者及びゲストユーザーの対応端末に通知される機能（通知時には映像と位置情報が送信されます）
事故通知※1	事故相当の衝撃を受けた場合にサービス契約者、サービス利用者及びゲストユーザーの対応端末に通知される機能（通知時には映像と位置情報が送信されます）
駐車時異常通知※1	対象車両の駐車時などの無人状態時に振動を検知するとサービス契約者、サービス利用者及びゲストユーザーの対応端末に通知される機能（通知時には映像と位置情報が送信されます）
現在地共有※2	サービス契約者、サービス利用者及びゲストユーザーの対応端末から、対象車両の現在地を確認できる機能
コンテンツ受信※3	対応ドライブレコーダーに走行中付近のスピード注意地点と事故多発地点をドライブレコーダー上に画像と音でドライバーに通知する機能
運転警告履歴※1	急アクセル、急ブレーキ、急ハンドルの記録をサービス契約者、サービス利用者及びゲストユーザーの対応端末から閲覧する機能

※1 対応ドライブレコーダーの位置情報設定 がオフの場合は、通知される情報に位置情報は含まれません。

※2 対応ドライブレコーダーの現在位置共有設定 がオフの場合は、提供されません。

なお、現在地共有機能がオフの場合であっても位置情報記録機能がオンで、且つ、イベントが発生した場合は位置情報が契約者、サービス利用者及びゲストユーザーへ通知されます。

※3 対応ドライブレコーダーのコンテンツ情報設定がオフの場合は提供されません。